

公務災害とは

勤務時間中に起こった災害が、すべて公務災害として認められるとは限りません。つまり、公務災害としての補償を受けるためには、それが公務上の災害として認められなければならないということです。

そこで、どのような災害が公務上の災害になるかということを判断するために認定基準が設けられています。

この認定基準によって公務災害と認められる要件は、基本的には次の2つです。

公務遂行性・……

公務に従事し、任命権者の支配管理下にあるときの災害かどうか。

（公務遂行中の負傷は、それが故意によるものや本人の素因によるもの等を除き、原則として公務上の災害と認められます。）

公務起因性・……

公務と災害との間に相当因果関係があるかどうか。

（脳出血、心筋梗塞等の疾病については、その発症が明らかに公務に起因する場合（相当因果関係がある場合）のみ、公務上の災害と認められます。）



公務災害認定基準（概要）

区分		認定の基準	
		公務上	公務外
負傷等	職務遂行中	通常又は臨時に割り当てられた職務遂行中（地方公務員法による研修、健康診断を含む。）	左の場合においても ●故意によるもの ●本人の素因によるもの ●天災地変によるもの ●偶発的な事故（私的怨恨を含む。）によるものと明らかに認められるもの
		生理的必要行為、公務達成のための善意行為などの職務付随行為中	
		勤務時間の始めや終わりの点検、整備、整理、更衣などの行為中	
		勤務場所において負傷し、又は疾病にかかった職員を救助する行為中	
		非常災害時において、勤務場所又はその附属施設を防護する行為中	
		出張用務そのものを遂行中又は合理的な経路と方法による旅行途中	
	特別な事情下における出退勤途上	深夜や早朝あるいは休日の出退勤の途上等特別の事情の下にある場合（その他のものは通勤災害の対象）	
障害	レクリエーション参加中	地方公務員法第42条の規定に基づき、任命権者が計画し、実施したレクリエーション等任命権者の支配管理の下に行われたレクリエーションに参加中	
	設備の欠陥等	勤務場所・附属施設・入居が義務づけられている宿舎等の設備の不完全又は管理上の不注意その他所属部局の責めに帰すべき事由による場合は公務上	
	職務遂行に伴う怨恨	職務遂行に伴う怨恨により、第三者から加害を受けて発生した場合は公務上	
疾患	負傷による疾病	公務上の負傷に起因する場合は公務上	
	職業病	認定基準に定める職業病は、特に反証（私的事由によって発病したという証明）のない限り公務上	
	その他の	公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな場合は公務上	
障害又は死亡		公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって生じたことが明らかな場合は公務上	